

平成22年度 事務事業評価シート（平成21年度実績分）

事務事業名	産業廃棄物対策事業費		部課コード	1814	予算事業科目	010401030333	事	単	区分		
所管部署	担当部局	環境部	部局長名（2次評価者）	明神 公平		個別事務	全部	010401030333	-	1	
	担当部署	廃棄物対策課	所属長名（1次評価者）	松岡 保彦							
	電話番号	088-823-9427	E-mail	kc-181400@city.kochi.lg.jp							

1 事業の位置付け

予算科目（平成21年度）	高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け										
会計	01 一般会計	目標	03 C環境と共生する安全で快適な都市	政策基本方針	市民・事業者・行政が一体となって、協働・参加により環境保全活動に取り組み、地球環境に貢献する循環型社会システムの確立をめざします。						
款	04 衛生費	政策	02 地球環境に貢献する循環型社会の構築								
項	01 保健衛生費	施策	04 廃棄物の適正処理								
目	03 環境対策費	区分	05 産業廃棄物等の適正処理								

2 事業の根拠

法律・政令・省令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法定受託事務	○
県条例・規則・要綱等			
市条例・規則・要綱等	高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 高知市産業廃棄物処理指導要綱		
その他（計画、覚書等）			

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	排出事業者，許可業者			
意図	どのような状態にしていくなのか	中核市移行に伴い、産業廃棄物行政を担い、市域拡大による産業廃棄物処理業者の許認可件数は増加しており、法の定めによる許可業者の更新、あるいは会社役員の変更届や輸送車両変更届等の検査等事務量も増加している。また、市域の拡大に伴い許可業者等への立入検査、監視パトロールなども増加している状況にある。			
手段	事業実施体制等	10名の職員（県警より出向1名含む）、不法投棄監視パトロール員4名、事務補助員2名	事業開始年度	平成10年度	
			事業終了年度		
活動内容	どのような事業活動を行うのか	業者への許認可事務、排出事業者や許可業者への啓発、産業廃棄物処理業に関する講習会、立入検査、監視パトロール、環境影響調査、指導等を県警と連携し、適正処理を推進している。			
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方		
	A				
	B				
	C				

4 事業の実績等

		19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	目標					
		実績					
	B	目標					
		実績					
C	目標						
	実績						
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)	3,061	3,418	3,459		22年度は当初予算 (パトロール員の雇用保険料等1,044千円及び通勤手当312千円を含む)
		財源内訳	国費 (千円)				
			県費 (千円)				
			市債 (千円)				
			その他 (千円)				
		一般財源 (千円)	3,061	3,418	3,459	3,869	
	翌年度への繰越額 (千円)						
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)	23,575	23,575	25,262	23,276	22年度のその他の人件費は、事務補助員2名分の賃金3,551千円 20年度以前は、事務補助員1名
		正規職員 (千円)	21,900	21,900	21,900	19,725	
		その他 (千円)	1,675	1,675	3,362	3,551	
		人役数 (人)	3.22	3.22	3.52	3.23	
正規職員 (人)		2.92	2.92	2.92	2.63		
その他 (人)	0.30	0.30	0.60	0.60			
総コスト= ① + ② (千円)		26,636	26,993	28,721	27,145		
市民1人当たりコスト (円)		78	79	85		総コスト/年度末人口	
年度末住民基本台帳人数 (人)		341,544	340,695	339,714			

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

- ・産業廃棄物の適正処理とともに、再資源化を図り、循環型社会の実現
- ・産業廃棄物について完全リサイクルが目標
- ・マニフェスト交付物件については完全リサイクル、または、最終への処理を実現
- ・講習会等により廃棄物処理業者の質的・技術的向上が図られている。
- ・廃棄物処理業者への立入検査等により、モラルの向上にも繋がっている。
- ・監視パトロールによる不適正処理の抑止効果（許可業者が、不適正処理の焼却（野焼き）をするケースも過去にはあっている。→ 行政処分）

6 1次評価（所属長評価）

評価日（平成 22 年 9 月 21 日）

評価項目		評価基準		1次	平均 点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく	A	5.0	市域の拡大で許可業者も増えており、処理場等への立入検査等も増加している。また、許可業者の5年毎の許可の更新とともに、新規許認可も増加傾向にある。	
		B (3) 一部結びつく				
		C (1) あまり結びつかない				
		D (0) 結びつかない				
事業実施の必要性	② 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している	A			
		B (3) 横ばいである				
		C (1) 少ない、減少している				
		D (0) ほとんどない				
事業内容の有効性	③ 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している	B	4.0	事業者への講習会、あるいは立入検査、監視パトロールなどの適正処理の啓発や指導等により、適正処理が図られているところである。	
		B (3) 概ね達成している				
		C (1) あまり順調ではない				
		D (0) 十分な成果を望めない				
事業内容の有効性	④ 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である	A			
		B (3) 概ね妥当である				
		C (1) 検討の余地がある				
		D (0) 見直しが必要である				
事業実施の効率性	⑤ 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない	B	3.0	環境影響調査などについては、モニタリング方法やサービス水準の確保が担保されるかに課題があり、アウトソーシングには問題があるように思われる。	
		B (3) 行政主体が望ましい				
		C (1) 検討の余地はある				
		D (0) 十分可能である				
事業実施の効率性	⑥ 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない	B			
		B (3) 概ね効率的にできている				
		C (1) 検討の余地がある				
		D (0) 十分可能である				
事業実施の公平性	⑦ 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い	A	5.0	環境は、社会的共通資本であることから、それを廃棄物の不適正な処理により汚染することなどは、市民全体に不利益をもたらすこととなる。それ故に、適正処理を指導・監視等することは、市民全体の利益となるものと考えられる。	
		B (3) 概ね保たれている				
		C (1) 偏っている				
		D (0) 公平性を欠いている				
事業実施の公平性	⑧ 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である	A			
		B (3) 概ね適正な負担割合である				
		C (1) 検討の余地がある				
		D (0) 検討すべきである				
総合点	17.0	総合評価		<input checked="" type="radio"/> A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合) <input type="radio"/> B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合) <input type="radio"/> C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合) <input type="radio"/> D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)		

7 2次評価（部局長評価）

評価日（平成 22 年 9 月 29 日）

総合評価	評価理由・今後の方向性等
<input checked="" type="radio"/> A 事業継続	1次評価のとおり
<input type="radio"/> B 経費削減に努め事業継続	
<input type="radio"/> C 事業縮小・再構築の検討	
<input type="radio"/> D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項

--